

起業支援及び空き店舗対策事業補助金 対象要件チェック表

対象となる事業（すべてに該当すること）

- フランチャイズチェーン等の画一的営業ではない
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第6項から第11項までに規定する営業ではない（裏面参照）
- 営業時間は1日8時間以上で、営業日は週に5日以上である

全体の対象者要件（すべてに該当すること）

- 中小企業者またはこの起業を機会に中小企業者になる
- 個人事業者の場合は伊東市民である
- 市税等を滞納していない（法人の場合は、法人及び代表者について）
- 今回の補助対象事業について、開業から24か月以上継続して営業することができる
- 暴力団関係者でない
- 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない
- 重複して他の補助金等の交付を受けていない
- 営業に必要な許認可を受けている

家賃補助金の要件（すべてに該当すること）

- 商店街（※1）の空き店舗を第三者から賃借して別表（※2）に掲げる事業を営む
- 夜間（18時～6時）の営業時間が日中（6時～18時）の営業時間を超えていない
- 商店街（※1）の他の店舗からの移転ではない（商店街内の空き店舗数が減少していること）

新規事業補助金の要件（どちらかに該当すること）

- 起業家等（新たに事業を営もうとする個人及び新たに事業を営むために設立された法人）である（事業継承は含まず）
- 家賃補助の対象者である

（※1）商店街とは…伊東市商店街連盟に加盟する商店街（下記9商店街）

駅前仲丸通り、湯の花通り、キネマ通り、中央商店会、あんじん通り
温泉橋通り、桜木町通り、宇佐美駅前通り、やまもプラザ

（※2）別表：日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）中分類

各種商品小売業	織物・衣類・身の回り品小売業
飲食料品小売業	機械器具小売業
その他小売業	飲食店
持ち帰り・配達飲食サービス業	洗濯・理容・美容・浴場業
その他の生活関連サービス業	娯楽業

市内の雇用機会の創出に寄与すると認められない業種は対象とならない事があります

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律について（補助対象とならない業種）

種 類		第2条	具 体 例
風 俗 営 業	接待飲食店等 営業	1項1号	キャバレー等
		1項2号	クラブ・ラウンジ・キャバクラ等
		1項3号	ダンス飲食店
		1項4号	ダンスホール等
		1項5号	低照度飲食店
		1項6号	区画席飲食店
	遊技場営業	1項7号	マーチャン店・パチンコ店等
		1項8号	ゲームセンター等
性 風 俗 関 連 特 殊 営 業	店舗型性風俗 特殊営業	6項1号	ソープランド
		6項2号	店舗型ファッションヘルス
		6項3号	ヌードスタジオ・のぞき部屋・ストリップ劇場等
		6項4号	ラブホテル・モーテル・レンタルルーム
		6項5号	アダルトショップ・大人のおもちゃ屋等
		6項6号	出会い系喫茶
	無店舗型性風 俗特殊営業	7項1号	派遣型ファッションヘルス等
		7項2号	アダルトビデオ等通信販売営業
	映像送信型性 風俗特殊営業	8項	インターネット等利用のアダルト画像送信営業
	店舗型電話異 性紹介営業	9項	テレフォンクラブ（入店型）
	無店舗型電話 異性紹介営業	10項	ツーショットダイヤル・伝言ダイヤル等
接客業務委託営業	11項	コンパニオン派遣業等	

補助金交付の条件について（ご確認ください）

【家賃補助の対象となった場合】

- 商店街に加盟していただくことが補助金支払の条件となります。

【補助の対象となった場合】

- 開業後4か月毎に事業の状況報告が必要となります。また、事業開始後2年が経過する日までに係る確定申告書（法人の場合は決算書）の写しの提出を求められることがありますので、その際にご対応ください。